

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 29 年度 4 回松阪市障がい者地域自立支援協議会 全体会
2. 開 催 日 時	平成 30 年 2 月 16 日（金） 午後 2 時～午後 3 時 1 5 分
3. 開 催 場 所	松阪市障害者福祉センター
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 世古佳清、河原洋紀、齋藤洋一、深川誠子 ○八田久子、瀬田正子、竹口えり子、岩崎匡、島優子、林徹 中谷剛士、布目将則、市野瑛子、水谷佳史 欠席 6 名 （◎会長 ○副会長 敬称略） （事務局）9 名
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2 人
7. 担 当	松阪市福祉部障がい福祉課 TFL 0598-53-4171 FAX 0598-26-9113 e-mail

協議事項

1. あいさつ
2. 第 5 期障害福祉計画について
3. 報告事項について（障害者差別解消法に関すること）
4. その他

議事録

別紙

平成29年度 第4回松阪市障がい者地域自立支援協議会 全体会

と き 平成30年2月16日（金） 14時～
ところ 松阪市障害者福祉センター 2階

1. あいさつ

20名中6名欠席（名簿参照）

2. 第4期松阪市障がい者計画 改訂版

（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）について

・ 前回提示の第4期松阪市障がい者計画 改訂版の変更点説明 … 資料1

・ 前回協議された意見の内容及び意見に対する回答 … 資料2

前回協議会で意見を頂いたことを基に再修正をしたものを事前に送付させて頂きました。今回は最終意見と修正になります。

前回からの修正箇所を資料1及び資料2を使って説明を行う。
最終として、3/15の委員会協議会で報告を行い製本を行う予定。

委員) パブリックコメントを予定しているのか？市議会の前にパブリックコメントを行いその後市議会への報告の順がよいのでは？

回答) 今回は、数値目標が主であり、第4期松阪市障がい者計画 改訂版ということですのでパブコメは予定しておりません。次回は、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画が改定になるので、策定委員会を立上げ広く意見を聴くためパブリックコメントを実施する方向である。

委員) 医療費助成の部分は載せないのか？

回答) 松阪市の実施計画にも掲げられており、今回の障がい福祉計画で指針に掲げられていないので除外している。

委員) 児童発達支援センター設置は、圏域にて1ヶ所設置であったが、圏域という文字が削除されたことは、圏域ではないという理解でいいのか？

回答) 圏域で設置するか、市単独で設置するかは、今後の市町協議にて決定するため、今のところ断定できない。しかし、設置をしていかなければならないので、市又は圏域で設置ということで修正します。

委員) P8 の日中活動系のサービスの考え方で、就労継続支援 A 型事業所のみの表記である。A 型 B 型生活介護は連動しているので全体で考えるべきではないか。
A 型事業所の設立が続いたとありますが、閉鎖するところもあり表現を変えてはどうか。

回答) 修正します。

委員) 精神の医療費助成について、2 級、3 級こそ必要性を感じる。
今後拡大して適用されることが重要であるのではないか。

確認事項)

今後、今日の意見の修正箇所は、会長・副会長に確認後 委員会で報告 その後製本ということでした承下さい。

3. その他 報告事項

- ・障がい者差別解消法に関する部会について

… 資料 3

資料 3 を使って説明

- 障がい者差別解消支援協議会（仮称）の役割

障がい者差別解消法の協議の場を設定することで今年度より権利擁護部会で検討していくということでありましたが、今回の計画見直しにも示した様に、設置の方向で来年度以降協議を行いたい。

障がい者差別解消支援協議会（仮称）を協議会形式で行うか、部会で協議会を兼ねるかの協議を来年度から行いたい。その協議を権利擁護部会である程度固めたい。